

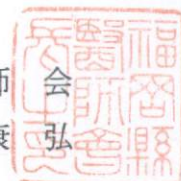
福岡県医発第1606号(地)

平成17年12月 9日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 竹 嶋 康 弘



インフルエンザワクチンの安定供給に係る取扱いについて

師走の候 貴職益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、インフルエンザワクチンの安定供給対策等につきましては、平成17年7月30日付福岡県医発第849号(地)、平成17年10月7日付福岡県医発第1245号(地)をもってお送りいたしておりますが、今般、インフルエンザワクチンの安定供給に係る取扱いについて、厚生労働省医政局経済課長、医薬食品局安全対策課長連名により、各都道府県衛生主管部(局)長に対し通知がなされた旨、日本医師会ならびに福岡県保健福祉部を通じて連絡がありました。

本通知は、接種シーズンのピーク終盤である12月にかけて医療機関等におけるワクチンの需要が継続する場合、卸売販売業者及び製造業者等に十分な在庫が存在するにもかかわらず、これらが既に特定の医療機関等による予約済みとされている等の理由により、早急にワクチンを必要とする医療機関の注文に対してワクチンが納入されないようなことを防ぐための取扱いが必要であることから、下記事項に留意の上、対応を求めるものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただきますとともに、貴会管下関係医療機関等への周知方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

記

1. 本年のワクチンの生産量及び卸売販売業者における流通量は、昨年と同程度確保されている状況にあり、本年の需要予測からみて現時点では問題が発生する状況にないこと。
2. 医療機関においては、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないこと。
なお、厚生労働省は接種シーズンの終盤に多量のワクチンを返品した医療機関の名称の公表等を検討する旨、改めて通知していること。

3. 未納入ワクチンの予約取消しに応じられる状況にある医療機関は、可能な限り速やかに予約の解除を行うこと。

なお、その場合において、昨年度のシーズンに多量のワクチンを返品した医療機関又は昨年度の使用実績を上回って本年度の注文を行った医療機関に対して、卸売販売業者及び製造業者等が優先的に未納入の予約取消等を求めるものであること。

4. 今後、状況によっては医療機関のワクチン在庫調査を実施するものであること。



17 健第 1485 号-3

17 薬第 1565 号-3

平成 17 年 12 月 6 日

社団法人 福岡県医師会会長 殿

福岡県保健福祉部健康対策課長



福岡県保健福祉部薬務課長



インフルエンザワクチンの安定供給に係る取扱いについて

インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給対策については、平成 17 年 6 月 29 日付医政経発第 0629001 号・健感発第 0629001 号・薬食血発第 0629001 号厚生労働省医政局経済課長、健康局結核感染症課長、医薬食品局血液対策課長連名通知及び平成 17 年 9 月 22 日付医政経発第 0922001 号・薬食血発第 0922001 号厚生労働省医政局経済課長、医薬食品局血液対策課長連名通知により周知されたところです。

しかしながら、現時点の卸売販売業者における医療機関等からの予約本数は本年 8 月時点の予約本数を超え、卸売販売業者が保有している未納入在庫が予約で埋められている状況にあります。十分な在庫が存在するにもかかわらず、早急にワクチンを必要とする医療機関等の注文に対してワクチンが納入されないことを防ぐよう、今般、別添のとおり平成 17 年 12 月 1 日付医政経発第 1201001 号・薬食血発第 1201001 号厚生労働省医政局経済課長、医薬食品局血液対策課長連名通知が発出されましたので、下記の留意事項とあわせて、ワクチンの安定供給対策について改めてその徹底につき、貴団体の御協力をお願いします。

記

1. 本年のワクチンの生産量及び卸売販売業者における流通量は、昨年と同程度確保されている状況にあり、本年の需要予測からみて現時点では問題が発生する状況にないこと。
2. 医療機関においては、返品を前提とした注文及び在庫管理を絶対に行わないこと。

なお、厚生労働省は接種シーズンの終盤に多量のワクチンを返品した医療機関の名称の公表等を検討する旨を改めて通知しているものであること。

3. 未納入のワクチンの予約取消しに応じられる状況にある医療機関においては、可能な限り速やかに予約の解除をお願いする。

なお、その場合において、昨年度のシーズンに多量のワクチンを返品した医療機関又は昨年度の使用実績を上回って本年度の注文を行った医療機関に対して、卸売販売業者及び製造業者等が優先的に未納入の予約の取消し等を求めるものであること。

4. 今後、状況によっては医療機関のワクチンの在庫調査を実施するものであること。

(地Ⅲ 1 5 2)

平成 1 7 年 1 2 月 6 日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

雪 下 國 雄

インフルエンザワクチンの安定供給に係る取扱いについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、インフルエンザワクチンの安定供給対策につきましては、平成 1 7 年 7 月 2 2 日付（地Ⅲ 6 5）、平成 1 7 年 9 月 2 9 日付（地Ⅲ 1 0 1）をもってお送りいたしました。

今般、インフルエンザワクチンの安定供給対策に係る取り扱いについて、厚生労働省医政局経済課長、医薬食品局血液対策課長連名により、各都道府県衛生主管部（局）長に対し通知がなされ、本会に対しても協力方依頼がありました。

本通知は、接種シーズンのピーク終盤である 1 2 月にかけて医療機関等におけるワクチンの需要が継続する場合、卸売販売業者及び製造業者等に十分な在庫が存在するにもかかわらず、これらが既に特定の医療機関等による予約済みとされている等の理由により、早急にワクチンを必要とする医療機関の注文に対してワクチンが納入されないようなことを防ぐための取扱いが必要であることなどから、下記の対応を求めるものであります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関に対し、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

記

1 安定供給対策について

平成17年6月29日付け連名通知等において、貴団体傘下の医療機関等に対して、以下の事項を周知し、協力を要請いただくようお願いしたところであるが、今般、改めてその徹底につき、貴職の協力をお願いしたい。

(1) 各医療機関におかれては、初回注文が前年の使用実績を上回らないように配慮いただきたいこと。

(2) 追加注文を行う際には、初回注文により納入された医療機関内在庫の消費状況をみながら、必要量の注文を随時行うように配慮すること。

(3) 返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないようにすること。なお、状況によっては、厚生労働省は接種シーズン終盤に多量のワクチンを返品した医療機関等の名称の公表等を検討すること。

2 地域的にワクチンの供給に滞りが生じた場合の措置について

(1) 今後、ワクチンの供給に滞りが生じた場合には、まず、各都道府県が実施する管内の在庫調査に基づき、卸売販売業者及び製造業者等が協力し、未納入の予約の取消し又は保留する等の措置についてワクチンを予約している医療機関等に理解を求めることにより、卸売販売業者が保有する在庫の流動性を確保する。

(2) 現在製造業者等は供給不足時の調整用として60万本のワクチンを保管している。したがって、取消し又は保留した予約についても今後補充される見込みがあるものである。

(3) (1)の未納入の在庫に係る予約を取消し又は保留する等の措置を医療機関等に要請する場合においては、医療機関等の昨年の使用実績に基づく当初予約本数、本年の使用実績等を勘案する必要がある。

(4) 各医療機関等も同様に、これらの措置について配慮する必要がある。



薬食血発第 1201004 号
平成 17 年 12 月 1 日

社団法人日本医師会感染症危機管理対策室長 雪下國雄 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長



インフルエンザワクチンの安定供給に係る取扱いについて

インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給の確保については、平素より多大な御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

今冬のインフルエンザワクチンの安定供給対策については、平成 17 年 6 月 29 日付け健感発第 0629002 号及び薬食血第 0629004 号健康局結核感染症課長及び医薬食品局血液対策課長連名通知（以下「6 月 29 日付け連名通知」という。）及び平成 17 年 9 月 22 日付け薬食血第 0922004 号医薬食品局血液対策課長連名通知により、周知したところです。

貴職におかれましては、ワクチンの出荷が開始され、接種シーズンの開始を迎えるにあたり、6 月 29 日付け連名通知に加え、下記の事項に留意の上対応されるよう、貴団体傘下の医療機関等に周知徹底をお願い申し上げます。

厚生労働省としても、可能な限りの対策を講じて、ワクチンの安定供給を図る所存ですので、御理解、御協力のほど、お願い申し上げます。

なお、各都道府県衛生主管部（局）長には、別添（写）のとおり通知したことを申し添えます。

記

1 現在の在庫等の状況について

(1) 本年のワクチンの生産量は 2,082 万本であり、昨年とほぼ同量の生産量が確保されている状況である。

(2) 卸売販売業者には、昨年同時期とほぼ同程度のワクチンが確保されている状

況にあり、本年の需要予測からみて問題が発生する状況にはない。

- (3) 本年 8 月時点の卸売販売業者における医療機関等からの予約本数（以下「当初予約本数」という。）は昨年の医療機関等での使用実績と同程度（約 1, 680 万本）という状況であったが、製造業者等及び卸売販売業者に対する 6 月 29 日付け連名通知の趣旨に反し、現時点の予約本数は当初予約本数を超え、卸売販売業者が保有している未納入在庫が予約で埋められている状況にある。
- (4) 卸売販売業者及び製造業者等に十分な在庫が存在するにもかかわらず、これらが既に特定の医療機関等からの予約済みとされている等の理由により、早急にワクチンを必要とする医療機関の注文に対してワクチンが納入されないようなことを防ぐための取扱いが必要である。

2 安定供給対策について

本年 11 月現在、卸売販売業者が保有している未納入在庫が予約で埋められている状況においては、卸売販売業者及び製造業者等の在庫の流動性が低下することが危惧される。接種シーズンのピーク終盤である 12 月にかけて医療機関等におけるワクチンの需要が継続する場合、卸売販売業者及び製造業者等に十分な在庫が存在するにもかかわらず、早急にワクチンを必要とする医療機関等の注文に対してワクチンが納入されないようなことを防ぐための取扱いが必要である。

このため、6 月 29 日付け連名通知等において、貴団体傘下の医療機関等に対して、以下の事項を周知し、協力を要請いただくようお願いしたところであるが、今般、改めてその徹底につき、貴職の協力をお願いしたい。

- (1) 各医療機関におかれては、初回注文が前年の使用実績を上回らないように配慮いただきたいこと。
- (2) 追加注文を行う際には、初回注文により納入された医療機関内在庫の消費状況をみながら、必要量の注文を随時行うように配慮すること。
- (3) 返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないようにすること。なお、状況によっては、厚生労働省は接種シーズン終盤に多量のワクチンを返品した医療機関等の名称の公表等を検討すること。

3 地域的にワクチンの供給に滞りが生じた場合の措置について

- (1) 今後、地域的に医療機関へのワクチンの供給に滞りが生じた場合には、まず、各都道府県が実施する管内の在庫調査に基づき、卸売販売業者及び製造業者等が協力し、未納入の予約の取消し又は保留する等の措置についてワクチンを予約している医療機関に理解を求めることにより、卸売販売業者が保有する在庫の流動性を確保する。
- (2) 現在製造業者等は供給不足時の調整用として 60 万本のワクチンを保管している。したがって、取消し又は保留した予約についても今後補充される見込

みがあるものである。

- (3) (1)の未納入の在庫に係る予約を取消し又は保留する等の措置を医療機関等に要請する場合においては、医療機関等の昨年の使用実績に基づく当初予約本数、本年の使用実績等を勘案する必要がある。
- (4) 各医療機関等も同様に、これらの措置について配慮する必要がある。



医政経発第 1201001 号
薬食血発第 1201001 号
平成 17 年 12 月 1 日

都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局経済課長

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

インフルエンザワクチンの安定供給に係る取扱いについて

今冬のインフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給対策については、平成 17 年 6 月 29 日付け医政経第 0629001 号、健感発第 0629001 号、薬食血第 0629001 号医政局経済課課長、健康局結核感染症課長及び医薬食品局血液対策課長連名通知（以下「6 月 29 日付け連名通知」という。）及び平成 17 年 9 月 22 日付け医政経第 0922001 号及び薬食血第 0922001 号医政局経済課課長及び医薬食品局血液対策課長連名通知により、周知したところである。

貴職におかれては、下記の事項について十分留意の上、インフルエンザ対策委員会等の管内の体制づくり及び関係者への周知、指導を進めていただくとともに、安定供給確保対策を講じるようお願いする。

記

1 現在の在庫等の状況について

(1) 本年のワクチンの生産量は 2,082 万本であり、昨年とほぼ同量の実生産量

が確保されている状況である。

- (2) 卸売販売業者には、昨年同時期とほぼ同程度のワクチンが確保されている状況にあり、本年の需要予測からみて問題が発生する状況にはない。
- (3) 本年 8 月時点の卸売販売業者における医療機関等からの予約本数（以下「当初予約本数」という。）は昨年の医療機関等での使用実績と同程度（約 1, 680 万本）という状況であったが、製造業者等及び卸売販売業者に対する 6 月 29 日付け連名通知の趣旨に反し、現時点の予約本数は当初予約本数を超え、卸売販売業者が保有している未納入在庫が予約で埋められている状況にある。
- (4) 卸売販売業者及び製造業者等に十分な在庫が存在するにもかかわらず、これらが既に特定の医療機関等からの予約済みとされている等の理由により、早急にワクチンを必要とする医療機関の注文に対してワクチンが納入されないようなことを防ぐための取扱いが必要である。

2 安定供給対策について

卸売販売業者が保有している未納入在庫が予約で埋められている本年 11 月現在の状況においては、卸売販売業者及び製造業者等の在庫の流動性が低下することが危惧される。接種シーズンのピーク終盤である 12 月にかけて医療機関等におけるワクチンの需要が継続する場合、卸売販売業者及び製造業者等に十分な在庫が存在するにもかかわらず、早急にワクチンを必要とする医療機関の注文に対してワクチンが納入されないようなことを防ぐための取扱いが必要である。

このため、6 月 29 日付け連名通知等において、各都道府県においても、管内関係者に対して、以下の事項を周知し、協力を要請いただくようお願いしたところであるが、今般、改めてその徹底につき、貴職の協力をお願いしたい。

- (1) 卸売販売業者は、医療機関等から初回注文を受ける際には、その注文量が、前年の使用実績を上回らないように配慮すること。追加注文を受ける際には、初回注文により納入された医療機関在庫を確認した上で、必要量の供給を随時行い、ワクチンの偏在が起らないように配慮すること。
- (2) 各医療機関等も同様に初回注文及び追加注文を行う際には、これらの取扱いについて配慮する必要があること。
- (3) 医療機関等においては、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないこと。なお、状況によっては、厚生労働省は接種シーズン終盤に多量のワクチンを返品した医療機関等の名称の公表等を検討すること。

3 地域的にワクチンの供給に滞りが生じた場合の措置について

- (1) 今後、地域的に医療機関へのワクチンの供給に滞りが生じた場合には、まず、各都道府県が実施する管内の在庫調査に基づき、卸売販売業者及び製造業者等が協力し、未納入の予約の取消し又は保留する等の措置についてワクチン

を予約している医療機関に理解を求めることにより、卸売販売業者が保有する在庫の流動性を確保する。

- (2) 現在製造業者等は供給不足時の調整用として60万本のワクチンを保管している。したがって、取消し又は保留した予約についても今後補充される見込みがあるものである。
- (3) (1)の未納入の在庫に係る予約を取消し又は保留する等の措置を医療機関等に要請する場合においては、医療機関等の昨年の使用実績に基づく当初予約本数、本年の使用実績等を勘案する必要がある。
- (4) 各医療機関等も同様に、これらの措置について配慮する必要がある。
- (5) (1)から(4)までの措置によっても供給の滞りが改善しない場合、都道府県は、血液対策課に連絡し、製造業者等及び卸売販売業者間の全国的な在庫の融通を依頼することができることとする。その場合、製造業者等及び卸売り販売業者等は、血液対策課が行う融通に関する要請に対して協力する必要がある。
- (6) (1)から(5)までの措置に時間を要すると判断される場合には、血液対策課は製造業者等に対して融通用に保管しているワクチンを緊急に当該都道府県に対して提供するよう要請することとする。